

本文		
	この規約は、日本バプテスト女性連合が日本バプテスト連盟に連なる教会、伝道所の信徒の自主的活動団体として共にイエス・キリストの福音に生きるために定めるものである。	2025.10 第53回（2025年度）総会にて承認、変更
第一章 総則		
(名称)		
第1条	この団体は「日本バプテスト女性連合」と称する。 以下「連合」と言う。	
(事務所)		
第2条	本連合は事務所を、埼玉県さいたま市南区南浦和1丁目2番4号に置く。	
(目的)		
第3条	本連合は日本バプテスト連盟に加盟する諸教会及び教会に属する伝道所（以下、教会および伝道所という）において伝道奉仕に励む女性たちが、その祈りと力を結集して全世界にキリストの福音を伝えることを目的とする。	
(事業)		
第4条	本連合はその目的を達成するためにつきのを行う。 ・ 総会 ・ 全国集会および地方集会の開催 ・ 世界バプテスト祈祷週間ならびに世界バプテスト祈祷週間献金の推進と実施 ・ 機関誌『世の光』および推進文書の発行 ・ 情報の交換 ・ 後継者の育成 ・ 内外の諸団体との交流 ・ その他	

第二章 組織と運営		
(構成)		
第5条	本連合は、その目的達成のために協力し合う ① 教会および伝道所の女性会またはそれに準ずる会の女性 ② 教会および伝道所の女性会またはそれに準ずる会を持たない教会および伝道所の会員である女性 を「正会員」として構成する。 なお、本連合に加盟・未加盟にかかわらず、本連合の活動に賛同する個人を「賛助会員」とする。	2025.10 第53回（2025年度）総会にて承認、変更
(加盟と脱退)		
第6条	本連合の目的達成に協力しようとする ① 教会および伝道所の女性会またはそれに準ずる会 ② ①を持たない教会および伝道所の会員である女性 2 特別の事情のある場合には本連合より脱退することができる。 3 加盟・脱退の場合は連合にその旨を届け出る。 は、本連合に加盟することができる。	2025.10 第53回（2025年度）総会にて承認、変更
(役員)		
第7条	本連合はつぎの役員を置く。 会長 1名 副会長 2名 書記 1名 会計 1名 2 役員は総会において選出する 3 役員の任期は2年とし、引きつづき2期を超えて在任することはできない。 4 選出については別に細則を定める。 5 欠員が生じた場合は、補充することができる。 決定に関しては、役員会に一任する。	

(役員の仕事)		
第8条	役員の仕事はつぎの通りとする。 ・会長は本連合を代表する。 ・副会長は会長を助け、必要に応じてその仕事を代行する。 ・書記は記録の作成とその管理にあたる。 ・会計は、女性連合会計の全体像を把握し、円滑な予算運営を推進する。 ・役員の仕事の執行は選出された年の翌年の4月1日からとする。	
(役員会)		
第9条	役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。	
(実行委員会)		
第10条	全国的な連絡を密にし、実務を遂行するために実行委員会を置く。 実行委員会については別に細則を定める。	
(幹事)		
第11条	本連合は幹事を置く。 なお幹事補を置くことができる。 2 幹事は実務を担当し、本連合の事務局長を兼ねる。 3 幹事は実行委員会が推薦し、総会が承認する。 4 幹事は役員会および実行委員会に出席する。 5 幹事の任期は2年とし、重任を妨げない。 6 幹事のもとに事務職員を置くことができる。	
(小委員会)		
第12条	本連合は『世の光』編集委員会を設ける。また必要に応じて他の小委員会も設けることができる。 『世の光』編集委員会については別に細則を定める。	
第三章 事務		
(事務局)		
第13条	本連合運営のために事務局を置く。業務執行の事務処理はすべて事務局で行う。	
(事務職員)		
第14条	事務局は事務局長の統括のもとに、事務局職員で構成する。事務局長は規約11条第2項により、幹事がこれを兼ねる。事務局の服務規程については、日本バプテスト連盟の規約を参考にし、役員会が決める。	

第四章 総会		
(組織)		
第15条	本連合は規約第3条の目的を遂行するために総会を開く。 ・総会は年次総会と臨時総会とする。 ・総会は連合加盟の諸教会・伝道所より派遣された代議員をもって構成する。 ・代議員は「正会員」であることとする。 ・総会に派遣される代議員数は、第5条に基づく女性連合加盟の1教会・伝道所より2名までとする（対面総会の場合）。 ・議長・副議長、役員候補者選考委員長は、職責上、代議員となる。 ・議長・副議長のうち議事進行をつかさどっている者は、中立性の担保のため投票権は保留となる。可否同数の場合はその者（議事進行者）の裁決による〔総会議事細則第17条参照〕。 ・役員、実行委員は、代議員になることができる。 ・加盟教会・伝道所の陪席者は、議長の許可があれば発言できる。ただし議決権はない。 ・未加盟教会・伝道所も陪席することができるが、発言できない。 ・総会の議事の方法については別に細則を定める。 ・総会は書面によって開くこともできる。この場合は、1教会より1票とする。	2025.10 第53回（2025年度）総会にて承認、変更
(招集)		
第16条	総会は会長が招集する 2 会長は、毎年1回総会を招集しなければならない。 3 会長は、加盟教会・伝道所の3分の1、または実行委員の過半数から要求されたとき、臨時総会を招集しなければならない。	
(総会役員)		
第17条	総会は議長、副議長および書記を選出する。	
(総会成立の定足数)		
第18条	総会は、加盟教会・伝道所の半数以上の出席（委任を含む）がなければ、議事を開き議決することはできない。	2025.10 第53回（2025年度）総会にて承認、変更
(議決事項)		
第19条	総会はずぎに掲げる事項を議決する。 ・加盟の承認 ・活動経過報告 ・決算承認 ・役員選出 ・幹事承認 ・会計監査選出 ・次年度活動計画 ・次年度予算 ・その他	

(権限の委任)		
第20条	総会閉会中緊急な必要が生じた場合は、実行委員会がこれを処理することができる。この場合は、次の総会において承認を受けなければならない。	
第五章 財務		
(経費の支弁)		
第21条	本連合活動にかかわる諸費用は会費、特別献金、および『世の光』会計からの繰入金をもって支弁する。 2 会費および『世の光』誌代は総会において定める。 3 会費については別途、細則の会費納入規程に定める。	2025.10 第53回（2025年度）総会にて承認、変更
(会計の区分)		
第22条	連合の会計は一般会計および特別会計とする。	
(特別会計)		
第23条	特別会計はつぎの通りとする。 ・『世の光』会計 ・世界祈祷週間会計 ・その他	
(特別会計の設置)		
第24条	特別会計を設ける場合には、つぎの通りとする。 ・総会の決議を要する ・その目的、事業計画および予算、責任の所在、会員に対する報告および決算方法、その他必要な事項をあらかじめ明らかにしなければならない。 ・特別会計と一般会計の間で資金の流用をする時は総会の承認を得なければならない。	
(特別会計の改廃)		
第25条	特別会計を改廃する場合は、総会の議決を要する。	
(会計年度)		
第26条	本連合の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。	
(会計監査)		
第27条	会計監査2名は総会で選出する。任期は2年とし、引きつづき2期を超えて在任することはできない。 2 会計監査は選出された翌年の4月1日から執行し、連合の会計を監査する。 3 監査内容について別に細則を定める。	

第六章 規約の変更		
(規約の変更)		
第28条	本連合の規約の変更は総会または実行委員会の発議により、総会の3分の2以上の賛同を得なければならない。	
付則	本規約は2025年10月19日より施行する。 今回、規約変更に伴い、細則・規程の文言の内「各女性会」「加盟女性会」については、規約に準じて読み替える。	2025.10 第53回（2025年度）総会にて承認、変更